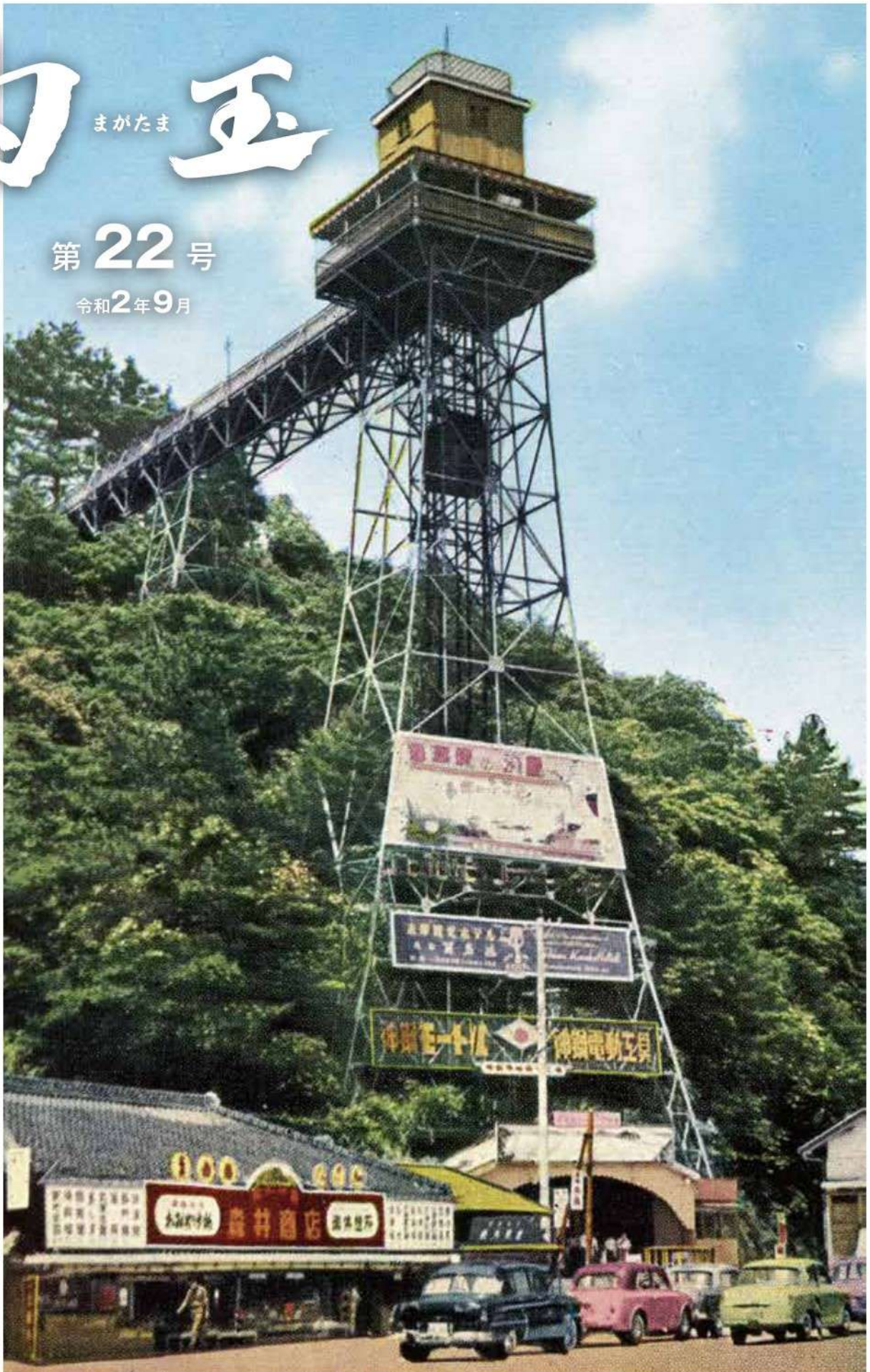


勾玉

まがたま

第 22 号

令和2年9月



 公益社団法人 伊勢法人会

伊勢市岩渕1丁目7-17

TEL 0596-28-5665

FAX 0596-24-8315

表紙説明

【鳥羽日和山エレベーター】

現在のJR鳥羽駅前であり、高さ51mの日和山山頂展望台まで、41秒で上がりました。

昭和9年9月～昭和49年1月まで、多くの観光客や地元の人々で賑わいました。



広報委員会からのお知らせ



令和2年度は事業が変更になる可能性があるため、LINE@にてお知らせさせていただきます。

LINE@のQRコードを掲載させていただきますので、お友達登録していただきますようお願いいたします。

募集!!

伊勢法人会では、広報誌「勾玉」で会員企業様の様々な取り組みをご紹介「会員企業紹介」を掲載することとなりました。事業運営が大変な時ではありますが、企業PRも兼ねて掲載しませんか。

掲載をご希望される方はひな形を送付させていただきますので伊勢法人会事務局まで、お電話をお願いいたします。

伊勢法人会 事務局 電話番号 **0596-28-5665**

目次

会長あいさつ	1	令和2年度収支予算書	10～11
伊勢税務署長あいさつ	2	会員企業紹介	12～14
伊勢税務署 人事異動紹介	3	青年部会だより	15
令和2年度通常総会	4～5	会員企業訪問	16～17
2019年度正味財産増減計算書	6～7	新入会員紹介	18～19
令和2年度事業計画	8～9	全国法人会総連合からのお知らせ	20～21

会長あいさつ

—私達は、「新常態」の時代を迎えた今、 コロナ感染防止と事業の存続、 地域社会の再生に取り組んで、ゆきましよう—



(公社)伊勢法人会会長 石川 周平

会員の皆様、9月とはいえ、まだ夏を思わせる暑い毎日ですが、お変わりなくお過ごしのことと存じます。

この半年余り、皆様もコロナ感染症、第1波、第2波に身構えながらご家族の方々、家業や従業員の為に心血を注がれてこられました。

当分は「新しい生活様式」が続くでしょうが、必ずや暗いトンネルの先には明るい光が差し込みます。

それまではストレスに負けず気持ちを強く持ち、コロナ禍を乗り越えましょう。

さて、今年度の伊勢法人会活動につきましては、新年度の各支部役員会もほとんどが書面で年度方針を決め、支部の各事業も縮小・中止傾向にあります。また小学生の夏休中に開催されていた親子映画大会を始め多くの主要イベントも中止を余儀なくされ、会員皆様におかれましても誠に残念な事であります。

青年部会・女性部会は三密に気配りしながら、事業の継続可否を含め打合等定期的に行われており、また研修委員会が本年11月に開催予定のオータムコンサート（伊勢市内の高校生による合唱、吹奏）も、開催適否の最終判断を9月末頃に行う予定です。

伊勢法人会本会としても税務当局並びに会員皆様にお役に立てればと各支部と打合せの上、可能な限り研修会を検討しております。

皆様のご苦勞に感謝申し上げます。

また7月には伊勢税務署の人事異動で新署長様以下、法人課税関係幹部4名の方が着任されました。

伊勢志摩の生活を満喫していただきながら伊勢法人会に格別のご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

令和2年もあと4ヶ月、法人会活動は抑制基調になる今日ですが、私達は法人会の原点であります社会の基盤を守っていく「税のオピニオンリーダー」としての使命とプライドを心に秘めながら、家業並びに地域社会発展に貢献していきましょう。

着任のごあいさつ

伊勢税務署長 ^{つじ}辻 ^{たかひろ}隆生 氏



この度の人事異動で、伊勢税務署長を拝命しました辻でございます。着任に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

公益社団法人伊勢法人会の会員の皆様方には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、石川会長をはじめ会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜っており、心から厚く御礼申し上げます。

伊勢税務署管内は、伊勢神宮に代表される歴史と伝統に育まれた地域であるとともに、伊勢志摩国立公園など自然豊かで、山の幸・海の幸に恵まれた素晴らしい地域であります。実は私自身、伊勢市出身で高校卒業までこちらに住んでおりました。当署の勤務は初めてですが、出身地へ赴任したことへの驚きと懐かしさが溢れる一方、このような歴史と伝統のある署に勤務できることが大変光栄であるとともに、その職責の重さを強く感じております。

さて、貴会は、よき経営者を目指す方々の団体として昭和28年に設立され、もうすぐ70年になるかという長きにわたり着実に歩みを続けてこられ、税務研修会の開催や様々な税の啓発活動等を通じて、会員企業と地域社会の健全な発展に大きく貢献されていると伺っており、税務行政に携わる者として誠に心強く思っております。役員の方々をはじめ会員の皆様方の永年にわたる熱意とご尽力に対し、深く敬意を表する次第であります。

ところで、昨年元号が改まり、平成から令和へと時代が移り変わりましたが、最近の税務行政を取り巻く環境は、シェアリングエコノミーなどの新たな分野の経済活動、近年の経済活動の一層のグローバル化などにより大きく変化し、調査・徴収事務はより複雑・困難なものとなっております。

加えて、昨今のコロナ禍の中、申告や納税が困難な方には、その期限を柔軟に取扱うなど、納税者の皆様の実情に十分に耳を傾けて、迅速かつ丁寧に対応しているところです。

このような状況の中、私どもの使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、納税者サービスの充実に向けた施策を実施し、より便利に、よりスムーズに申告や納税ができる納税環境の整備に取り組み、また、適正な申告を行った納税者が不公平感を抱くことのないよう、悪質な納税者には厳正な姿勢で臨むなど、適正公平な課税・徴収に努めてまいりたいと考えております。

貴会におかれましても、例年どおりの活発な事業活動を行っていただくことは極めて難しい状況にあるとは思いますが、この様な中でも引き続き実りある活動を行っていただきますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人伊勢法人会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

伊勢税務署 人事異動紹介

(令和2年7月10日付発令)

着任者紹介



★副署長

しのだ まさひろ
篠田 昌宏 氏

座右の銘：一所懸命

趣 味：ウォーキング、アイロンがけ

法人会への一言：皆様には、活発な会活動で税務行政にご協力いただいております。現在、コロナ禍で多くの制約がありますが、皆様の創意工夫で、引き続き充実した法人会活動を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。



★法人課税第一部門統括国税調査官

しらいし たつや
白石 達也 氏

座右の銘：明るく楽しく前向きに

趣 味：映画、テレビ鑑賞

法人会への一言：三重県勤務は初めてですが、岐阜（東濃）弁丸出しで頑張ります。伊勢法人会会員の皆様の活躍のお役に立てるよう微力ながらお手伝いさせていただきたいと思っております。前任の田中同様、何とぞよろしくお願いいたします。



★法人課税第一部門総括上席国税調査官

いしばし ひさてる
石橋 久昭 氏

座右の銘：一期一会

趣 味：海釣り、レザークラフト

法人会への一言：三重県出身ではありますが、お伊勢さんのある憧れの地、伊勢の勤務となり大変光栄に思います。法人会の皆様の税務行政に対する日ごろのご協力に感謝し、私も会の一助となれるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。

人事異動紹介

《転出の部》

氏名	旧所属	新所属
松井 保之	署長	名古屋国税局 総務部 会計課 課長
土嶋 千春	副署長	退官
田中 悟	法人課税第一部門 統括国税調査官	名古屋北税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
山田 暁人	法人課税第一部門 総括上席国税調査官	熱田税務署 特別国税調査官付 (法人調査(法人 税等)担当) 連絡調整官

《転入の部》

氏名	新所属	旧所属
辻 隆生	署長	桑名税務署 署長
篠田 昌宏	副署長	名古屋西税務署 筆頭特別国税調査 官(法人調査(法人 税等)担当)
白石 達也	法人課税第一部門 統括国税調査官	名古屋中税務署 法人課税第三部門 統括国税調査官
石橋 久昭	法人課税第一部門 総括上席国税調査官	刈谷税務署 法人課税第二部門 上席国税調査官

令和2年度 通常総会

5月18日、伊勢商工会議所大ホールにおいて令和2年度通常総会を開催しました。

今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため来賓の皆様にご臨席をご辞退いただき、表彰式も表彰者の名前のみ披露、懇親会は中止とさせていただきます。

なお、抽選会は通常総会後に実施して1等から6等すべて返信はがきにて抽選し、当選者に賞品を郵送させていただきました。



式次第

- ◆ 開会の辞
- ◆ 会長挨拶
- ◆ 議長ならびに議事録署名人の選出
 - 1 総会成立の報告
 - 2 議事録署名人の選任
- ◆ 議 事
 - 第1号議案 2019年度事業報告及び収支決算報告承認の件
 - 第2号議案 一部役員改選案承認の件
- ◆ 報告事項
 - 令和2年度事業計画及び収支予算報告の件
- ◆ 閉会の辞



加入推奨協力表彰 7名 役員勤続表彰 1名
 優秀経理担当者表彰 5名



抽選会結果 (順不同)

1等	電動自転車	公益財団法人修養団 伊勢青少年研修センター
2等	A Iスピーカー	杉山機工株式会社 株式会社企画室新広
		有限会社ウェルフェア三重 有限会社紅谷
3等	山籐 ひものセット	合同会社たまきあい
		有限会社羽田野設備 有限会社明鏡
		有限会社西田鉄工所 有限会社ミヤテック
		松井機工有限会社 有限会社度会タクシー
		フジタ建設工業株式会社 株式会社エース
		株式会社シント物流 有限会社牛六精肉店
		有限会社向山塗装看板 伊勢建工株式会社
		合資会社シュン・プロモーション中部 山添建設株式会社
		株式会社ウラタ 有限会社プラスワン
		皇學館サービス株式会社 ほてい水産有限会社
茂利製油株式会社 マルヒロ産業株式会社		
有限会社奥野電工 有限会社太閤餅		
浜口重機有限会社 有限会社佐伯館		

令和2年度 通常総会

3等	山藤 ひものセット	<p>神麦商事有限会社 有限会社藤原保険事務所 株式会社小倉モーターズ 有限会社中西工務店 有限会社ニューつやだビル 有限会社中西電機商会 有限会社カワシマシール 有限会社伊勢自動車整備</p>	<p>大酪サービス株式会社 有限会社伊勢屋精肉店 有限会社山本冷設 山西電機株式会社 伊勢高柳協同組合 合名会社山泰商店 伊勢陸運株式会社 マル井興業株式会社</p>
4等	酒徳昆布 昆布製品詰め合わせ	<p>宮崎建設工業株式会社 有限会社前田船舶 有限会社ニュー浜島 有限会社常磐パールジュエリー 有限会社中野紙店 株式会社糺屋 医療法人伊勢外宮前クリニック みえぎょれん販売株式会社 有限会社岸上 Nemko Japan有限会社</p>	<p>有限会社轟工業所 株式会社東出林業 株式会社奥野建設 有限会社ニューライト 宗教法人梅香寺 株式会社家城物産 有限会社竹内建材 佐久間金物株式会社 株式会社おく宗 第一開発株式会社</p>
5等	紅谷 焼き菓子詰め合わせ	<p>株式会社グリーンズ 有限会社フレッシュにしむら 株式会社シモオカ設備 株式会社伊勢志摩倶楽部 有限会社ニュー小山モーターズ 有限会社共栄重機 有限会社藤本屋酒店 株式会社サン浦島 中央ケアサービス株式会社 有限会社奥村金属工業所</p>	<p>有限会社喜多電機 ホープ商事株式会社 角仙合同株式会社 有限会社西村酸素販売 有限会社鯨望荘 株式会社丸吉建工 中川石油株式会社 合資会社丸栄商店 有限会社出芽金 徳栄海運株式会社</p>
6等	利八屋 キーマカレーセット	<p>フルノケミテック株式会社 医療法人海野内科 千巻印刷産業株式会社 丸仙製パン株式会社 有限会社河合ファーム肉よし 一般財団法人奥伊勢振興公社 有限会社M I G I T A 株式会社マルタ金子商店 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構 大内山川漁業協同組合</p>	<p>有限会社野八商店 有限会社ヤマカ建設 有限会社磯笛 有限会社大木薬局 株式会社大黒 南勢ガス株式会社 有限会社本田組 有限会社カト一鉄工 丸工冷蔵株式会社 株式会社濱田総業</p>

2019年度 正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	合 計
	(公1共通)	(公2共通)	公益共通	小 計	(収1共通)	(他1共通)	小 計		
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000
特定資産運用益	0	300	0	300	0	0	0	0	300
特定資産受取利息	0	300	0	300	0	0	0	0	300
受取会費	0	0	8,713,300	8,713,300	0	0	0	8,713,300	17,426,600
正会員受取会費	0	0	8,708,100	8,708,100	0	0	0	8,708,100	17,416,200
賛助会員受取会費	0	0	5,200	5,200	0	0	0	5,200	10,400
事業収益	60,000	40,000	0	100,000	356,766	1,525,776	1,882,542	0	1,982,542
研修事業収益	0	40,000	0	40,000	0	0	0	0	40,000
広報事業収益	60,000	0	0	60,000	0	0	0	0	60,000
福利厚生事業収益	0	0	0	0	331,766	0	331,766	0	331,766
会員親睦事業収益	0	0	0	0	25,000	1,525,776	1,550,776	0	1,550,776
受取補助金等	0	0	10,897,100	10,897,100	0	500,000	500,000	703,000	12,100,100
受取県連補助金	0	0	0	0	0	100,000	100,000	353,000	453,000
受取地方公共団体助成金	0	0	0	0	0	250,000	250,000	0	250,000
受取全法連助成金	0	0	10,897,100	10,897,100	0	150,000	150,000	350,000	11,397,100
受取負担金	0	0	0	0	0	1,800,000	1,800,000	0	1,800,000
青年・女性部会受取負担金	0	0	0	0	0	1,800,000	1,800,000	0	1,800,000
雑収益	0	0	0	0	0	310,000	310,000	1,218,690	1,528,690
経常収益計	60,000	40,300	19,610,400	19,710,700	356,766	4,135,776	4,492,542	10,635,990	34,839,232
(2) 経常費用									
事業費	12,993,189	8,089,469	0	21,082,658	226,493	5,861,864	6,088,357		27,171,015
役員報酬	1,412,732	999,248	0	2,411,980	34,456	413,481	447,937		2,859,917
給料手当	2,344,134	1,658,046	0	4,002,180	57,174	686,088	743,262		4,745,442
退職給付費用	148,830	105,270	0	254,100	3,630	43,560	47,190		301,290
福利厚生費	614,094	434,356	0	1,048,450	14,977	179,733	194,710		1,243,160
事務委託費	47,150	33,350	0	80,500	1,150	13,800	14,950		95,450
会議費	584,274	422,302	0	1,006,576	41,418	2,612,437	2,653,855		3,660,431
旅費交通費	757,708	125,802	0	883,510	26,911	532,863	559,774		1,443,284
通信運搬費	1,235,133	525,646	0	1,760,779	3,342	136,746	140,088		1,900,867
消耗什器備品費	190,404	137,676	0	328,080	4,644	55,728	60,372		388,452
消耗品費	550,394	256,732	0	807,126	4,646	325,804	330,450		1,137,576
印刷製本費	2,535,440	444,379	0	2,979,819	3,763	136,687	140,450		3,120,269
燃料費	16,906	6,411	0	23,317	221	2,652	2,873		26,190
賃借料	647,331	394,555	0	1,041,886	13,605	163,264	176,869		1,218,755
保険料	113,877	121,824	0	235,701	1,888	46,902	48,790		284,491
諸謝金	30,000	720,000	0	750,000	0	0	0		750,000
租税公課	3,936	2,784	0	6,720	96	1,152	1,248		7,968
支払負担金	417,720	0	0	417,720	0	174,000	174,000		591,720
支払寄付金	0	40,000	0	40,000	0	0	0		40,000
委託費	315,944	630,363	0	946,307	3,212	38,550	41,762		988,069
会場費	198,514	335,034	0	533,548	0	124,226	124,226		657,774
広告宣伝費	102,060	336,510	0	438,570	0	0	0		438,570
表彰費	225,965	0	0	225,965	0	25,920	25,920		251,885

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	合 計
	(公1共通)	(公2共通)	公益共通	小 計	(収1共通)	(他1共通)	小 計		
リース料	347,792	245,997	0	593,789	8,482	101,792	110,274		704,063
支払手数料	120,187	83,466	0	203,653	2,878	39,487	42,365		246,018
新聞図書費	6,245	4,950	0	11,195	0	0	0		11,195
雑費	26,419	24,768	0	51,187	0	6,992	6,992		58,179
管理費								6,277,460	6,277,460
役員報酬								585,766	585,766
給料手当								971,958	971,958
退職給付費用								61,710	61,710
福利厚生費								254,622	254,622
事務委託費								19,550	19,550
会議費								2,293,058	2,293,058
旅費交通費								179,840	179,840
通信運搬費								347,028	347,028
消耗什器備品費								78,948	78,948
消耗品費								91,392	91,392
印刷製本費								63,973	63,973
燃料費								3,758	3,758
賃借料								231,291	231,291
保険料								32,112	32,112
租税公課								8,582	8,582
諸会費								379,500	379,500
支払負担金								48,000	48,000
委託費								337,152	337,152
渉外慶弔費								91,413	91,413
リース料								144,205	144,205
支払手数料								53,602	53,602
経常費用計	12,993,189	8,089,469	0	21,082,658	226,493	5,861,864	6,088,357	6,277,460	33,448,475
評価損益等調整前当期経常増減額	-12,933,189	-8,049,169	19,610,400	-1,371,958	130,273	-1,726,088	-1,595,815	4,358,530	1,390,757
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-12,933,189	-8,049,169	19,610,400	-1,371,958	130,273	-1,726,088	-1,595,815	4,358,530	1,390,757
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	-12,933,189	-8,049,169	19,610,400	-1,371,958	130,273	-1,726,088	-1,595,815	4,358,530	1,390,757
他会計振替額	0	0	38,973	38,973	-38,973	0	-38,973	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-12,933,189	-8,049,169	19,649,373	-1,332,985	91,300	-1,726,088	-1,634,788	4,358,530	1,390,757
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0	0	0	72,000	72,000
当期一般正味財産増減額	-12,933,189	-8,049,169	19,649,373	-1,332,985	91,300	-1,726,088	-1,634,788	4,286,530	1,318,757
一般正味財産期首残高	-74,738,217	-56,186,531	117,957,150	-12,967,598	75,074	-13,537,182	-13,462,108	53,547,275	27,117,569
一般正味財産期末残高	-87,671,406	-64,235,700	137,606,523	-14,300,583	166,374	-15,263,270	-15,096,896	57,833,805	28,436,326
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 基金増減の部									
当期基金増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	-87,671,406	-64,235,700	137,606,523	-14,300,583	166,374	-15,263,270	-15,096,896	57,833,805	28,436,326

令和2年度 事業計画

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

I 公益目的事業

1 税知識の普及を目的とする事業

- ①時宜に合わせて税制改正等の税務研修会
- ②税務署長等による講演会
- ③税知識の普及のため、税に関するパンフレットや書籍の配布
- ④広報誌「勾玉（まがたま）」を年3回発行

2 納税意識の高揚を目的とする事業

①租税教育活動

税制クイズ大会や税に関する絵はがきコンクール、南勢志摩租税教育推進協議会が推進する租税教室の講師を務める。税に関する習字、税についての作文コンクール、税の標語コンクールを共催として実施

②「税を考える週間」における租税教育活動・表彰式

3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

税制・税務に関する提言書の提出や法人会全国大会、全国青年の集い、全国女性フォーラムへの参加

4 地域企業の健全な発展に資する事業

①経済・経営講演会

②地域企業向けの研修会

社会保険労務士による労務研修など

5 地域社会への貢献を目的とする事業

①健康、文化及び芸術に関する講演会及び研修会

②文化及び芸術等に関する鑑賞会

コンサートや夏休み親子映画会など

③地域におけるボランティア活動

河川等の公共的施設・場所の清掃活動

II 収益事業等

1 会員の福利厚生等に資する事業

①保険事業

会員企業・経営者等への経営者大型保障制度やガン保険制度への加入推進

②健康増進事業

生活習慣病検診の実施

2 会員の交流に資するための事業

①会員増強事業

組織基盤強化・維持を図るため、組織目標の設定や諸施策の実施

②会員支援事業

バスなどを利用し、施設等の見学会を行うなど

令和2年度 事業計画

会議・事業関係

新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みて、計画している会議・事業等は、基本的な感染対策を徹底し実施します。

ただし、感染症拡大傾向が認められた場合には、中止・延期となる可能性があります。

実施の有無については、ホームページ（<http://isehojinkai.or.jp/>）等でご確認ください。

【本 会】

開催年月	会議・事業等
R 2年 4月	広報誌「勾玉」発行（1日） 監査会（13日） 正副会長会議（24日）
5月	通常総会（18日）
6月	港・御園支部役員会（1日） 城田支部役員会（3日） 有絹支部役員会（11日） 広報委員会（12日） 志摩支部役員会（17日） 二見支部役員会（24日）
7月	宮川支部役員会（2日） 絵はがきコンクール作品募集
9月	広報誌「勾玉」発行（1日）
10月	生活習慣病検診 志摩支部研修会（6日）
11月	税金展（1日） 絵はがきコンクール審査会（5日） 城田支部研修会（17日） オータムコンサート（22日）
R 3年 1月	広報誌「勾玉」発行（6日）
2月	新春税務講演会
3月	東海法人会連合会大会（5日）

【青年部会】

開催年月	会議・事業等
R 2年 9月	社会貢献活動（沿道清掃）（13日）
R 3年 2月	税制クイズ大会（28日）

【女性部会】

開催年月	会議・事業等
R 2年 9月	広報誌For you発行（1日）
11月	税金展（1日）
12月	グループ別税務研修会（7日）
R 3年 1月	広報誌For you発行（6日）
2月	署長講話・親睦会

令和2年度 収支予算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益事業会計				収益事業等会計			法人会計	合 計
	公1	公2	共通	小計	収1	他1	小計		
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000
特定資産運用益	0	300	0	300	0	0	0	0	300
特定資産受取利息	0	300	0	300	0	0	0	0	300
受取会費	0	0	8,306,200	8,306,200	0	0	0	8,306,200	16,612,400
正会員受取会費	0	0	8,300,000	8,300,000	0	0	0	8,300,000	16,600,000
賛助会員受取会費	0	0	6,200	6,200	0	0	0	6,200	12,400
事業収益	360,000	40,000	0	400,000	325,000	2,163,000	2,488,000	0	2,888,000
研修事業収益	300,000	40,000	0	340,000	0	0	0	0	340,000
広報事業収益	60,000	0	0	60,000	0	0	0	0	60,000
福利厚生事業収益	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	300,000
会員親睦事業収益	0	0	0	0	25,000	2,163,000	2,188,000	0	2,188,000
受取補助金等	0	0	10,982,000	10,982,000	0	350,000	350,000	703,000	12,035,000
受取県連補助金	0	0	0	0	0	100,000	100,000	353,000	453,000
受取地方公共団体助成金	0	0	0	0	0	250,000	250,000	0	250,000
受取全法連助成金	0	0	10,982,000	10,982,000	0	0	0	350,000	11,332,000
受取負担金	0	0	0	0	0	1,754,000	1,754,000	0	1,754,000
青年・女性部会受取負担金	0	0	0	0	0	1,754,000	1,754,000	0	1,754,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	193,000	193,000
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	2,000	2,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	191,000	191,000
経常収益計	360,000	40,300	19,288,200	19,688,500	325,000	4,267,000	4,592,000	9,203,200	33,483,700
(2) 経常費用									
事業費	13,461,394	10,244,637	0	23,706,031	249,932	6,735,188	6,985,120		30,691,151
役員報酬	1,230,000	870,000	0	2,100,000	30,000	360,000	390,000		2,490,000
給料手当	2,952,000	2,088,000	0	5,040,000	72,000	864,000	936,000		5,976,000
退職給付費用	162,360	114,840	0	277,200	3,960	47,520	51,480		328,680
福利厚生費	574,000	406,000	0	980,000	14,000	168,000	182,000		1,162,000
事務委託費	41,000	29,000	0	70,000	1,000	12,000	13,000		83,000
会議費	621,595	667,755	0	1,289,350	48,595	2,942,140	2,990,735		4,280,085
旅費交通費	1,004,374	99,416	0	1,103,790	36,704	667,798	704,502		1,808,292
通信運搬費	1,165,679	655,432	0	1,821,111	3,187	171,748	174,935		1,996,046
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0		0
消耗什器備品費	11,000	11,000	0	22,000	0	0	0		22,000
消耗品費	399,450	350,650	0	750,100	3,500	447,000	450,500		1,200,600
修繕費	0	0	0	0	0	0	0		0
印刷製本費	2,533,000	594,000	0	3,127,000	4,500	121,000	125,500		3,252,500
燃料費	27,300	8,700	0	36,000	300	3,600	3,900		39,900
賃借料	710,500	454,500	0	1,165,000	15,500	186,000	201,500		1,366,500
保険料	145,600	154,000	0	299,600	2,500	55,600	58,100		357,700
諸謝金	35,000	1,620,000	0	1,655,000	0	5,000	5,000		1,660,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	0		0
支払負担金	430,000	11,000	0	441,000	0	287,000	287,000		728,000
支払寄付金	0	40,000	0	40,000	0	0	0		40,000
支払助成金	0	0	0	0	0	0	0		0
委託費	261,300	1,058,300	0	1,319,600	3,300	39,600	42,900		1,362,500
会場費	170,000	476,000	0	646,000	0	197,000	197,000		843,000
広告宣伝費	191,400	131,000	0	322,400	0	0	0		322,400

科 目	公益事業会計				収益事業等会計			法人会計	合 計
	公 1	公 2	共通	小計	収 1	他 1	小計		
表彰費	304,400	0	0	304,400	0	0	0		304,400
リース料	328,000	232,000	0	560,000	8,000	96,000	104,000		664,000
支払手数料	104,700	72,500	0	177,200	2,500	35,000	37,500		214,700
新聞図書費	7,000	0	0	7,000	0	0	0		7,000
雑費	51,736	100,544	0	152,280	386	29,182	29,568		181,848
管理費								6,346,539	6,346,539
役員報酬								510,000	510,000
給料手当								1,224,000	1,224,000
退職給付費用								67,320	67,320
福利厚生費								238,000	238,000
事務委託費								17,000	17,000
会議費								2,376,415	2,376,415
旅費交通費								201,968	201,968
通信運搬費								84,184	84,184
減価償却費								0	0
消耗什器備品費								0	0
消耗品費								59,500	59,500
修繕費								0	0
印刷製本費								78,000	78,000
燃料費								5,100	5,100
賃借料								263,500	263,500
保険料								42,500	42,500
租税公課								17,000	17,000
諸会費								404,000	404,000
支払負担金								76,890	76,890
支払寄付金								0	0
支払助成金								0	0
委託費								336,100	336,100
広告宣伝費								0	0
渉外慶弔費								150,000	150,000
リース料								136,000	136,000
支払手数料								52,500	52,500
雑費								6,562	6,562
経常費用計	13,461,394	10,244,637	0	23,706,031	249,932	6,735,188	6,985,120	6,346,539	37,037,690
当期経常増減額	△13,101,394	△10,204,337	19,288,200	△4,017,531	75,068	△2,468,188	△2,393,120	2,856,661	△3,553,990
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額			11,693	11,693	△11,693		△11,693		0
税引前当期一般正味財産増減額	△13,101,394	△10,204,337	19,299,893	△4,005,838	63,375	△2,468,188	△2,404,813	2,856,661	△3,553,990
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0	0	0	72,000	72,000
当期一般正味財産増減額	△13,101,394	△10,204,337	19,299,893	△4,005,838	63,375	△2,468,188	△2,404,813	2,784,661	△3,625,990
一般正味財産期首残高									15,378,050
一般正味財産期末残高									11,752,060
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 基金増減の部									
当期基金増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	11,752,060

※資金調達及び設備投資の見込みなし

会員企業紹介

株式会社 勢乃國屋

- 代表取締役** 中村 基記 氏
- 所在地** 三重県伊勢市宇治今在家町117
- TEL** 0596-23-5555
- 設立** 昭和44年5月1日
- URL** <https://www.senokuniya.co.jp>
- E-mail** info@senokuniya.co.jp
- 営業種目** 土産物販売、レストラン、製菓製造
- 会社概要** 伊勢神宮内宮宇治橋前にて、明治42年に中村太助商店として創業。以来、全国からの参宮客にお土産物の販売と食事の提供をさせていただいております。



★新型コロナウイルス感染症により受けた影響と対策

弊社の主力であった団体・ツアー客が3月より激減し、現在でも予約が全くない状況です。現在の感染状況を考えると、今秋の観光シーズンにおいても団体・ツアー客の来店見込みは相当厳しいものとなることが予想されます。



現在、団体客より個人客に対応する店づくりに取り組んでおります。本店飲食部門「神路庵」においては、個人・グループ客向けに地元食材を使用したメニューを新たに追加させていただいております。

また、お客様に「安全・安心」してご来店いただけるように座席数も半減し、スタッフの検温や手洗い消毒などの感染防止対策を徹底して取り組んでおります。

★今後の事業活動で重要と考えられる対策

今後の事業活動を考える上で“With コロナ”ということを前提に物事を考える必要があると思います。その際に重要になるのが、「安全・安心」というキーワードであると思います。お客様が商品やサービスを選択する場合に、まずこのキーワードによって振るいに掛けられることになると考えております。今後もお客様が、安全・安心してご利用いただけるように努めて参ります。



会員企業紹介

有限会社 ノア

代表取締役 野村 徳正 氏

所在地 三重県鳥羽市国崎町大岳3-3
鳥羽展望台

TEL 0599-33-6201

設立 2002年4月17日

URL <http://www.toba-tenboudai.co.jp/>

E-mail info@toba-tenboudai.co.jp

営業種目 南鳥羽パールロード鳥羽展望台での飲食及び土産物
販売

会社概要 2002年10月8日県営鳥羽展望台のレストランと売店を改装リニューアルオープンし、2008年に軽食コーナーを改装して現在に至っております。



★新型コロナウイルス感染症により受けた影響と対策

新型コロナウイルス感染症への感染拡大による東京からの定期的な予約ツアーの全面中止、県内外からの観光客の激減、当館の営業自粛などにより売り上げがなくなり大きな打撃を受けました。

政府の自粛解除後も宿泊客や観光客の伸び悩みなどにより7月17日まで土日月のみの営業とし、レストランと軽食コーナーの飲食を1ヶ所にまとめ、売店も併設しコンパクトな店舗運営に切り替えております。

★今後の事業活動で重要と考えられる対策

地元企業や近隣店舗等とタイアップをしたイベント開催や鳥羽展望台の商品やメニューを始めとする、あらゆる情報をSNSなどを通して広く発信し、集客を図っていきたいと思っております。



株式会社 三重軸装

- 代表取締役** 杉山 翠 氏
- 所在地** 三重県伊勢市中村町607-28
- TEL** 0596-27-2292
- 設立** 昭和元年（平成16年法人化）
- URL** <https://miejikusou.jp/>
- E-mail** info@miejikusou.jp
- 営業種目** 製造業（掛軸製造）



会社概要 創業94年になる掛軸中心に製作する、表具業者になります。表装業において、襖、障子等の内装業の施工もしますが、特に掛軸の製造に特化した会社になります。一品物の掛軸だけでなく、自社の置く地域が伊勢という事から、伊勢神宮参拝客用の土産物掛軸を中心に生産しています。

★新型コロナウイルス感染症により受けた影響と対策

コロナウィルスの直接的な被害ではなく、社会の情勢等により売り上げが大幅に下がり、年間の受注数の減少、キャンセル等非常に大きな影響が出ました。

しかしながら、ものづくりという立場から、『社会に必要な、自分たちが欲しい物を造る』という事をコンセプトに、影響を受けた協力業者の職人と共に飛沫防止パーテーションを製作しました。

三重県の職人が作るという事で、三重ブランドの尾鷲ヒノキを用いて、伝統産業の割り物、叙勲額の技術を生かし完成させました。暗い話題が多い時期に、職人の技術力を発信できたと思っています。

★今後の事業活動で重要と考えられる対策

自社の知名度の向上、新商品を含む自社商品のPRが今後の経済活動において非常に重要だと考えます。

昭和元年から94年の歴史を軸に、自信をもって良い仕事をさせて頂きますことをお約束させていただきますが、これまで以上に景気の状態、社会情勢等から仕事の確保の厳しさが懸念されます。

同様にコロナウィルス対策として企画した新商品においても、弊社のような規模の会社では商品をPRする力が及んでいません。

自社のPRが今後の事業展開を広げ、新商品の販路拡大、新規顧客獲得にもつながる必須事項と感じています。

青年部会だより



青年部会長
下岡 龍一

会員の皆様におかれましては日頃より法人会青年部会の活動に多大なご尽力、ご理解を賜りまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は収束時期がまだ見通せず、我々の生活に深刻な影響を与え続けています。また、その影響は青年部会の活動をも大きく揺さぶるものでもあります。

しかしながら、このコロナ禍に屈して全ての活動を断念するのではなく、この状況下だからこそ法人会青年部会として、リーダーシップ精神をもって活動に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも皆様のご支援・ご協力の程、お願い申し上げます。

「財政健全化のための健康経営プロジェクト」

これまで青年部会は、「税知識の普及、納税意識の高揚」という法人会の目的に寄与するため「租税教育活動」を活動の柱とし、日本の未来を担う子供たちに税の仕組みや大切さを理解してもらい、国や地域社会に愛着を持ってもらうための活動をしてきました。

しかしながら、国の財政の現状を鑑みると、このままでは子供たちの世代に過大な負担を強いることになるのではないかと。このような問題意識を背景に、「健康経営を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加」と「適切な医療利用による医療費の適正化」という2040年に向けた目標に取り組んでいます。

問題意識

しわ寄せは子供たちに・・・『財政的児童虐待』の回避

子供たちの世代を救うために我々が主体的に取り組めることはないだろうか？





株式会社 御木本真珠島

代表取締役 ^{まつ} ^だ ^{おと} ^{ひさ}
松田音壽 様

鳥羽市鳥羽1丁目7-1 TEL (0599)25-2028



今回は、豊かな自然につつまれ、おだやかな鳥羽湾に浮かぶミキモト真珠島様にお邪魔しました。

今回の企業訪問は、コロナ禍であることから代表取締役へのインタビューではなく、大人の社会見学ということで御木本幸吉記念館を見学させていただきました。

世界の真珠王と呼ばれた御木本幸吉翁は皆様既にご存じだと思いますが、少しご紹介させていただきます。



御木本幸吉翁はうどん屋「阿波幸」の長男として誕生。13歳で青物行商、イギリスのシルバー号が来航した際には、足芸を演じて鶏卵・青物を売るなど、さまざまな商売を経験。また見分を広めるために東京・横浜に視察旅行に出かけた時の体験から、志摩には天然真珠があることに着目し、貝の増殖から始めた。

試行錯誤や失敗を繰り返しながら半円真珠の養殖を成功。半円真珠は世界で最初にできた養殖真珠。半円真珠から真円真珠にするまで12年。



世界中の女性を真珠で美しく飾りたいという夢の実現に邁進、真珠の生産は伊勢志摩、販売は東京でと考えた御木本幸吉翁は、東京銀座に御木本真珠店を開きました。

その後日英博覧会、ロンドン市場などに商品を出品するなど世界に目を向け、68歳で世界一周旅行をしてそこで出会ったエジソンと対談するなどし、世界に養殖真珠を広めた。

他の業者も真珠を生産するようになると粗悪品



会員企業訪問

が出始め、世界から日本の真珠は良くないと言われるようになった為、神戸商工会議所前で粗悪品の真珠を燃やし、「御木本は良い物しか売らない」ということを世界にアピール。常に人に来てもらうにはどうしたら良いかを考え、故郷の伊勢志摩に惜しみない愛情をそそぎ、賓客を招いて真珠の魅力とともに伊勢志摩の美しい景観を広く紹介。そうすることで人が集まり、記者の人達を書いた記事が世界中に広まった。

人命救助をしたことにより新聞記事になり、新聞の影響の大きさを再確認し、お金を出した広告ではなく、記事にしてもらうことを考えていたのです。

1度「やる！」と決めたらぶれない。成功は理解者や仲間がいるということに感謝を忘れず、いかなる場合も笑いを忘れない。100歳まで生きるために、健康に気を付けていて人間味あふれる人で、宮川から南の二宮尊徳になると信念をもって豪快なことをした人でした。



現在、ミキモトグループではゼロエミッションへの試みとして、真珠養殖から製品の生産まで廃棄物を可能な限り減らす独自の取り組みを行っているそうです。

真珠王 御木本幸吉翁の美への情熱と研究心、世界中の女性を真珠で美しく飾りたいという願いが今もなお受け継がれています。

ミキモト真珠島は昭和28年に初めて一般開放し（当時の入館料は30円）今日迄5,000万人を超える国内外のお客様をお迎えしています。

海女の実演や真珠博物館などまだまだ、見所がたくさんあります。真珠の魅力を再確認してみてください。

ホームページアドレス <http://www.mikimoto-pearl-museum.co.jp>

今回、御木本幸吉記念館を見学させてもらい、いつの時代も同様に、①より高く理想を抱き実現していく力 ②人との出会いにビジネスチャンス ③広報の力を上手く利用して営業に導く ④陶芸家の世界同様に出来の悪いものは捨てる ⑤発想の素晴らしさ を今だから改めて立ち止まる中で、経営者たるものの原点を学べた気がしました。



今、新型コロナウイルス感染症により新しい生活様式を取り入れていかなければならない転換期の中で温故知新の素晴らしさを学ばせていただきました。

お忙しい中ありがとうございました。

《見学者》村田副会長、山路広報委員長、奥村広報委員

新入会員紹介

令和2年3月1日～令和2年7月31日（順不同）

ご入会ありがとうございました

合同会社 なか

住 所：伊勢市東豊浜町4369
支 部：北豊支部

株式会社 アイ&アイ

代表者名：阿形 幸信 氏
住 所：伊勢市二見町茶屋335-1
支 部：二見支部
業 種：リース・賃貸業

株式会社 エフケイ

代表者名：野崎 陽平 氏
住 所：伊勢市小木町64-1
支 部：港・御園支部
業 種：保険代理業他

株式会社 丸池

代表者名：池村 良平 氏
住 所：度会郡南伊勢町宿浦1114-11
支 部：南伊勢支部
業 種：水産物卸売業
会社PR：



	入会数	退会数
★3月	0社	8社
★4月～7月末	7社	23社

新入会員紹介

伊勢法人会では会員を募集しています
お知り合いの企業様をご紹介下さい

合名会社 青木商店

代表者名：青木 茂雅 氏

住 所：伊勢市宮町2丁目2-1

支 部：宮川支部

業 種：酒類販売業

会社PR：

伊勢市宮町、五穀豊穰をつかさどる神がいる今社
の前ワインボトルがシン
ボルの酒屋です。お客様
の「おいしかったわ!!」
というお言葉を求め毎日
が発見です。うまいもの
探しにどうぞお越し下さ
いませ。



有限会社 キタガワ企画

代表者名：中村 純子 氏

住 所：伊勢市小木町64-1

支 部：港・御園支部

業 種：不動産業

有限会社 アルファコーポレーション

代表者名：新谷 博英 氏

住 所：伊勢市村松町1381-18

支 部：北豊支部

業 種：建設業

	7月末現在	加入率
★会員数	1,964社	43.9%
★青年部会員	86名	
★女性部会員	241名	

全国法人会総連合からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ **担保は不要。**
- ▷ **延滞税は免除。**

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

（要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）**した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
（注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
（注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

全国法人会総連合からのお知らせ

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 事業用家屋と構築物 を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの
▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置 (入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日) ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
(2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件 (取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内) ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2ヵ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



公益財団法人
全国法人会総連合

〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6
FAX：03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



法人会会員のみなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これまでも、これからも企業の繁栄を
サポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

 **大同生命保険株式会社**

三重支社伊勢営業所/
三重県伊勢市二保1-1-24(スクウェアモリタ1F)
TEL 0596-28-4475

 **AIG損害保険株式会社**

三重支店/
三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル)
TEL 059-226-3911